

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



2018年版「中小企業白書」 生産性向上例113件を紹介

中小企業庁は、2018年版「中小企業白書」・「小規模企業白書」を公表した。中小企業の景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大していると指摘。業務プロセスの見直し、人材活用面の工夫、IT利活用、設備投資、M&Aなどについて記載している。具体的には、業務・人材面では、自社の経

営課題を見つめ直すとともに「既存の業務プロセスを見直す」ことを示し、その工夫として「多能工化・兼任化」を中心に紹介をしている。

今回の白書の特色としては、中小・小規模事業者が生産性向上に向けたヒントを提供することを旨とする「実践的な白書」としてまとめられており、生産性向上に取り組む事業者の事例を昨年の倍以上となる113件紹介している。

柔軟な再雇用制度の導入 フリーメン社員を即戦力に

整体・フィットネスのF社は、元社員を再雇用する制度を導入し、店舗の責任者など

に充てている。整体技術を持つ元社員を取り込むことで、店舗運営の効率化を図っている。

若手や中途採用は、教育に時間とコストがかかるが、業務経験があり、職場の環境をよく知る元社員は、即戦力として期待される。特に、特殊な技術や経験、ノウハウを必要とする業種では、今後、このような柔軟な再雇用制度を取り入れる企業が増えていくとみられる。

この度、厚生労働省は中高年の転職や再就職を促進する指針の中で、企業が一度辞めた社員の再入社を可能にする制度を作るように経済界に要請した。指針に強制力はない

が、元社員の再入社を「制度化」する企業が増えれば、人材の流動性が高まり、生産性向上につながるとしている。

社員へ朝食を無料提供 残業時間削減の効果も

健康経営の一環として、社員に朝食を提供する企業が増えていく。総合商社のI社は、朝型勤務の仕組みを導入。午後8時以降の勤務を原則禁止、午後10時以降の勤務を禁止した上で、午前5時から8時の早朝時間帯への勤務シフトを促している。午前8時前に始業する社員には、朝食を無料で提供し、深夜勤務同様の割増賃金を支給している。この取り組みにより、朝型勤務の社員は約半数に達し、導入前に比べ残業手当やタクシー代も削減することができたという。

社員への朝食の提供は、食事面からの健康促進だけでなく、長時間残業解決のヒントにもなりそうだ。



スタートアップ企業

新しいビジネスモデルで急成長を目指す、市場を開拓する段階にある企業のこと。「歩き出す・起動する」という意味のスタートアップに由来し、元々はIT関連企業が集まる米国シリコンバレーで用いられていた言葉。

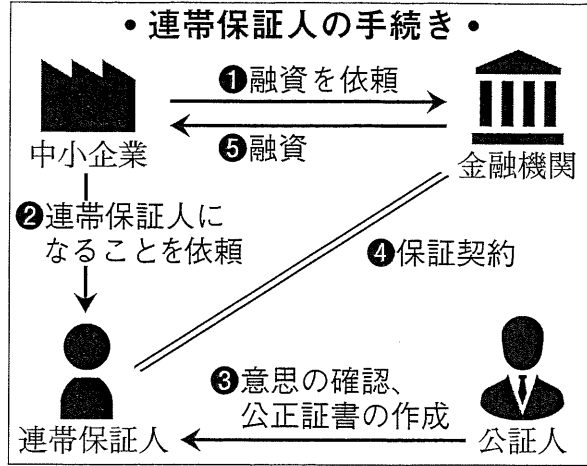
スタートアップ企業と呼ばれる企業の特徴は、創業から数年とまだ間もなく、今までにない技術やアイデアにより短期間で急成長を目指すという点がある。その多くが、「世の中に新しい価値をプラスし、社会貢献する」といった目的を持つ。事業として発展・成功させるためには、ベンチャーキャピタルによる投資など、成長段階に応じた外部からの資金調達が必要な力ギとなる。



第三者による連帯保証 公正証書の作成を義務付け —改正民法、2020年4月施行

債権関係規定（債権法）に関する改正民法が2020年4月1日に施行されます。改正は約200項目に及びますが、中小企業への融資で求められる「個人保証」については、一定の制限を加えた新たなルールが盛り込まれています。そこで今回は、第三者による連帯保証の制限について取り上げます。

金融機関が会社に対して融資をする際、金融機関側は、連帯保証人をたてることを要求してきます。特に中小企業などでは、会社の経営者個



人である代表取締役や、その他の取締役や従業員、さらには経営者の家族、親族、親しい友人などを連帯保証人にするのが多く、会社が破産すると、それらの個人が莫大な額の借金を背負うこととなります。その結果、連帯保証人となってしまった個人が破産や自殺に追い込まれていくというようなケースは、決して少なくありませんでした。

そこで改正民法では、会社が融資を受ける際に、個人を連帯保証人とすることについて大幅な制限を加えています。

改正民法では、経営者以外の第三者である個人が事業のための借入（事業性借入）の保証人になる場合は、その保証契約締結の日前1ヵ月以内に作成された公正証書におい

て、「保証債務を履行する意思」を表示していなければ、原則として無効としています。

公正証書とは、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことをいい、確実な証拠として用いることができるものをいいます。自らの意思で保証人となること決め、そのことを公正証書によって証明した場合には、これを連帯保証人として認める、ということになります。公正証書を作成するという手順を踏むことで、手続きを慎重にしようという考えです。

このほかにも、債務者は、保証人に対して、自らの収支の状況などの情報を開示することが必要となるなど、新たなルールが設けられています。

■個人保証の例外■

ただし、この個人保証の制限には、以下のような例外があります。

①主たる債務者が法人の役員等の場合

借り入れる法人（主たる債務者）の理事、取締役、またはこれらに準ずるものが保証人になる場合には、「保証の制限」は適用されません（公正証書は不要）。

②家族、親族、友人が取締役の場合
中小企業では、家族、親族、友人が取締役に就任していることがよく

ありますが、取締役である家族、親族、友人に対しても、「保証の制限」は適用されません。

③議決権の半数を持つ者等

借主（法人）の総株主の議決権の過半数を持つている者も適用が除外されます。

主たる債務者が個人の場合は、借主の共同事業者、借主の事業に現に従事している配偶者も、「保証の制限」は適用されません。

■個人保証に頼らない融資制度■

個人保証に頼らない融資制度の確立に向けた動きも見られています。

金融庁は、金融機関向けの監査指針において、「融資にあたり、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」旨の指針改正を行っています。

また、中小企業経営者の個人保証のない融資を促進するために、金融庁や中小企業庁などの関与のもと、中小企業団体及び金融機関団体共通のルールとして「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、会社と経営者の関係が明確に区分・分離されている、財務基盤の強化が図られているなどの一定の要件を満たす経営者に対して、経営者保証を求めない融資も行われています。



事業承継補助金の概要 事業承継をきっかけに 経営革新や事業転換

経営者の高齢化が進む中、後継者の確保難などから中小企業の廃業が増加するなど、事業承継は日本経済にとって深刻な問題となっています。このため国は、「事業承継補助金」という制度が設け、中小企業の円滑な事業承継を支援しています。そこで今回は、事業承継補助金の概要を紹介いたします。

本補助金は、事業再編・事業統合等を含む経営者の交代を契機とし

・事業承継補助金の対象と上限・

▷補助対象

- ・地域経済に貢献する中小企業による
- ・事業承継をきっかけとした
- ・経営革新や事業転換を支援



▷補助上限 (補助率2/3)

- ・経営革新を行う場合…**200万円**
- ・事業所の廃止や、既存事業の廃止・集約を伴う場合…**500万円**

て、経営革新等を行う中小・小規模事業者に対し、その取り組みに要する経費の一部を補助することで、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

事業承継(経営者の交代)を契機とする「後継者承継支援型(①経営者交代タイプ)」の公募は4月27日から開始されています。事業再編・事業統合等(M&A等)を契機とする再編・統合型(②M&Aタイプ)」の公募は7月上旬から開始される予定です。ここでは後継者承継支援型(経営者交代タイプ)について取り上げます。

■後継者承継支援型(経営者交代タイプ) ■
事業承継をきっかけとして、経営革新・事業転換に挑戦する中小・小規模事業者に対し、国の補助金が交

付されるものです。

①補助対象者

平成27年4月1日から平成30年12月31日までに事業承継(代表者が交代)を行った者
また、新代表者は次のいずれかに該当すること。

- (1) 経営に関する職務などの実績を有している者
- (2) 同業種での実績などを有している者
- (3) 後継者としての必要な知識を有する者

②補助上限: 2/3まで

(1) 経営革新を行う場合: 200万円。

(2) 事業所の廃止や既存事業の廃止及び集約を伴う場合: 500万円。

■補助対象となる事業■

「事業承継補助金」を受給するには、事業承継によって新たな取り組みを行わなければなりません。ここでの新たな取り組みとは、経営革新や事業転換など、自社の経営の向上を図る行いであり、「販路拡大」「新市場開拓」「生産性向上」「既存事業の集約・廃止」などに該当するものになります。例として、以下のようなケースが挙げられます。

①経営革新

〈対象となる取り組みの例〉

特定の商品を取り扱っていた小売業者が、顧客からの要望を踏まえ、多様な商品を扱う新店舗を出店。

②事業転換

食料品小売業者が、仕入れルートを生かした飲食店を開業するため、既存店舗を解体・改装を行う。
事業を多角化させていた卸売業者が、不採算事業から撤退するとともに、高付加価値な資材製造業に進出。

■補助対象となる経費の例■

- ・人件費(新たな取り組みに従事する従業員の給与など)
- ・事業費(事業再編に伴って発生する店舗借入費など)
- ・設備費(店舗・事務所の内外装工事、機械装置など)
- ・原材料費、マーケティング費、広報費、知的財産・特許関連など。

事業所の廃止、既存事業の集約などを行う場合、
・処分、解体費、在庫処分費、原状回復費など。
応募には認定支援機関が作成する「確認書」が必要となります。

公募要領などの詳細は、中小企業庁HPに記載されますので、ご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180427shoukeihm



■中小企業庁 固定資産税特例アンケート調査 自治体9割が特例率ゼロの意向

平成30年度税制改正において、中小企業が一定の設備投資をした場合の固定資産税の課税標準が3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲で軽減される「中小企業の設備投資に係る固定資産税特例」が創設されました。

■市区町村の裁量が大きい制度
周知の通り、この特例を適用するためには、「導入促進基本計画」を策定した市区町村から、中小企業が「先端設備等導入計画」の認定を受ける必要があります。

また、固定資産税の課税標準ゼロ以上2分の1の範囲についても課税する市区町村の裁量(条例)に委ねられていることも大きな特徴となっています。

これらの制度概要をみると、「導入促進基本計画」を策定しない、あるいは策定しても軽減対象とする設備や地域を限定するなどの選択肢も各市区町村に委ねられているという側面もあります。

■9割が特例率ゼロの意向

この導入促進基本計画の策定や課税標準の特例率について、各市区町村は現時点でどのように考えているかについて、中小企業庁がアンケート調査を行い、4月にその結果を同庁サイトで公表しました。

それによると、アンケートを公表しても差し支えないとした市区町村のほとんどが、固定資産税特例の前提となる「生産性向上特別措置法」の施行に合わせ、速やかに導入促進基本計画を策定する予定であり、固定資産税の課税標準については9割近くの市区町村が「ゼロ」にする意向であると回答しました。

なお、アンケートが公表されていない市区町村の意向については、該当の市区町村へ直接確認をする必要があることや、本アンケートは、調査実施時点での各市区町村(長)の意向であり、措置内容は今後変更があり得ることに留意下さい。

6月の税務と労務

—税務—

- ★ 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- ★ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年12月～30年5月分)の納付
納期限…6月11日
- ★ 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…7月2日
- ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- ★ 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半年分)
申告期限…7月2日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日

—労務—

- ★ 平成30年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…6月1日～7月10日
- ★ 健保・厚保の保険料の納付
納期限…7月2日

牛丼業界では、長年、激しい価格競争を繰り広げてきました。その結果、業界全体がコスト削減競争で消耗してしまいました。そんな中、「松屋」は「プレミアム牛めし」を、吉野家も各種定食を充実させたことで、各社とも業績が回復。円安の影響による材料高騰もあり、牛丼業界も価格勝負から価値勝負へ転換することが求められているようです。▼価格競争から価値競争へ

価格競争から価値競争へ

価格競争は企業の体力を奪い、本来、新商品やサービスに投入されるべき資金まで投入されてしまいます。そうなれば、魅力的な新商品の開発が遅れ、次第に顧客が離れてしまいます。▼価格競争から脱却するためには、商品の差別化、付加価値をつけることが有効です。「安いもの」ではなく、「価値のあるもの」を顧客に提案する戦略です。言い換えれば、自分自身が新たな価値を生み出し、独自性を打ち出すことと言えます。